

令和 7 年 第 4 回
土浦市農業委員会総会議事録

- 1 開会の日時および場所
令和7年4月15日（火） 午後2時
土浦市役所農業委員会室
- 2 議事日程
 - 報告第15号 農地法第3条の規定による農地中間管理機構の届出に対する受理について
 - 報告第16号 農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
 - 報告第17号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について
 - 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 報告第19号 非農地判断について
 - 議案第13号 農地法第3条の許可申請に対する審議について
 - 議案第14号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する審議について
 - 議案第15号 農地法第5条の許可申請に対する審議について
 - 議案第16号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について
- 3 出席した委員

1 番 下 村 幸 男	2 番 大 和 田 一 夫	3 番 山 口 貴 士
4 番 萩 島 一 郎	5 番 飯 塚 利 之	7 番 塙 佳 樹
8 番 柴 沼 栄	9 番 菅 谷 幸 治	10 番 飯 島 栄
11 番 川 村 剛 久	12 番 岩 瀬 守	
- 4 欠席委員
6 番 浅 野 均
- 5 説明のため出席した者
事務局長 室町 和徳 主 査 中村 裕一 主 幹 小岩 友義
主 幹 青木 祐哉
- 6 総会の大要 午後2時30分閉会

議 長	<p>只今、出席委員は11名で、欠席委員は1名です。よって、出席者が委員の過半数を超えましたので総会は成立いたしました。</p> <p>これより、令和7年第4回土浦市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議席番号7番 塙委員、議席番号8番 柴沼委員、以上2名の方を指名いたします。</p> <p>審議に入る前に申し上げます。土浦市農業委員会会議規則第14条により、総会は公開することになっております。発言の際は、個人情報に関する事項として、住所・氏名・土地の所在等については発言しないようお願いいたします。</p> <p>なお、発言の際は挙手のうえ、指名されてから、ご起立してご質問をお願いいたします。</p> <p>また、「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、農業委員会の委員は、自己または同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができませんので、事前に退席をお願いいたします。</p> <p>なお、退席後、次の議事に入る前には、入室の確認をさせていただきます。それでは、議事に入ります。</p> <p>報告第15号「農地法第3条の規定による農地中間管理機構の届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第15号について議案書のとおり報告)
議 長	<p>只今の報告について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご質問等もないようですので、報告第15号は原案どおりといたします。</p> <p>次に、報告第16号「農地法第4条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>
事 務 局	(報告第16号について議案書のとおり報告)
議 長	<p>只今の報告について、ご質問等はありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご質問等もないようですので、報告第16号は原案どおりといたします。</p> <p>次に、報告第17号「農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理について」を事務局から説明願います。</p>

事務局	(報告第17号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、ご質問等はありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご質問等もないようですので、報告第17号は原案どおりといたします。 次に報告第18号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第18号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、ご質問等はありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご質問等もないようですので、報告第18号は原案どおりといたします。 次に報告第19号「非農地判断について」を事務局から説明願います。
事務局	(報告第19号について議案書のとおり報告)
議長	只今の報告について、ご質問等はありませんか。
委員	非農地扱いになると、どのような地目になりますか。
事務局	主に、原野又は山林になります。
議長	その他、ご質問等はありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご質問等もないようですので、報告第19号は原案どおりといたします。 続いて議案に入ります。 議案第13号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。1番から7番を、調査委員からご説明願います。
委員	議案第13号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」を説明いたします。去る4月4日、委員3名と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田10筆13,394㎡ 畑5筆4,893㎡です。申請事由は、祖父の所有している農地を譲受け、新規就農するため、祖父から孫への売買による所有権移転です。作付予定は水稻・甘藷です。譲受人の経営面積が950㎡で貸付が田4,760㎡ですが、こちらはレンコンの田です。レンコンは耕作しないため貸している状況です。

	農機具は近隣の親戚の方からリース予定です。販売先は農協・直売所等を用意していますが、インターネット等も活用する予定だそうです。許可相当と判断しました。 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田5筆4,156㎡です。申請事由は、経営規模拡大のため、売買による所有権移転です。作付予定は水稻です。中間管理機構をとおして借りている土地を、譲受ける形になります。譲受人は認定農業者です。許可相当と判断しました。 3番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田18筆13,289㎡ 畑14筆13,474㎡です。申請事由は、農業経営を継承するため、使用貸借権設定です。作付予定はレンコン・野菜です。譲受人は譲渡人の娘婿になり、現在も農業をしています。農機具も確認できました。許可相当と判断しました。 4番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田16筆11,251㎡です。申請事由は、経営規模拡大のため、売買による所有権移転です。作付予定は水稻です。中間管理機構をとおして借りている土地を譲受ける形になります。譲受人は認定農業者であり、農地利用最適化推進委員です。農機具もきちんと揃っています。許可相当と判断しました。 5番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田8筆5,163㎡ 畑4筆428㎡です。申請事由は、経営規模拡大のため、売買による所有権移転です。作付予定はレンコンです。農機具もきちんと揃っています。認定農業者であり、農業委員をやられている方で、許可相当と判断しました。 6番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田3筆4,947㎡ 畑5筆4,626㎡です。申請事由は、農業経営を継承するため、親子間での使用貸借権設定です。作付予定はレンコン・野菜です。農機具もきちんと揃っており、耕作もしています。許可相当と判断しました。 7番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりで、田1筆414㎡です。申請事由は、以前より申請地を耕作しており、今回譲受ることとなったため、売買による所有権移転です。作付予定はレンコンです。農機具もきちんと揃っています。許可相当と判断しました。 委員の皆様のご審議をお願いいたします。
議長	まず、5番の審議を行います。関係する委員は「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、議事に参与することができませんので、ここで一旦ご退室願います。
	(委員退席)
議長	只今の報告について、ご質問等はありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	関係する委員の入室を確認してください。

	(委員入室)
議長	続きまして、7番の審議を行います。関係する委員は「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、議事に参与することができませんので、ここで一旦ご退室願います。
	(委員退席)
議長	只今の報告について、ご質問等はありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	関係する委員の入室を確認してください。
	(委員入室)
議長	続きまして、1番・2番・3番・4番・6番について、審議を行います。ご質問等はありませんか。
委員	1番の売買価格を教えてください。
事務局	親族内の売買ですが、10a当たり畑50,000円、田100,000円です。
議長	その他、ご質問等はありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議もないようですので、議案第13号「農地法第3条の許可申請に対する審議について」は、1番から7番までを許可することに決しました。 次に、議案第14号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する審議について」を上程いたします。1番を、調査委員からご説明願います。
委員	議案第14号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する審議について」を説明いたします。去る4月4日、委員3名と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆499㎡で、転用事由は、申請地に自己用住宅を建築したい、昨年12月総会で自己用住宅の許可を受けた事業の計画変更になります。変更内容については、使用貸借権設定から所有権移転に変更する申請です。融資の手続きの中で土地の所有権移転が必要となったためです。昨年申請以降、現況も変わっていないため、許可相当と判断しました。 委員の皆様のご審議をお願いいたします。

議長	只今、調査委員から説明がありました。ご質問等はありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議もないようですので、議案第14号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する審議について」は、許可することに決しました。 次に、議案第15号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」を上程いたします。1番から2番を、調査委員からご説明願います。
委員	議案第15号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」の1番から2番を説明いたします。去る4月4日、委員3名と事務局3名で調査を行いました。 1番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆499㎡で、転用事由は、申請地に自己用住宅を建築したい、違反転用を是正したい、売買による所有権移転です。農地区分は第3種農地で、現況は雑種地になっています。違反転用の案件ですが始末書も提出されており、是正することによってやむを得ないと考えました。周辺への影響もないと考え、許可相当と判断しました。 2番、譲受人、譲渡人、申請地は議案書記載のとおりです。畑1筆1,934㎡の内840㎡で、転用事由は、申請地を自動車学校の従業員駐車場として利用したい、賃借権設定です。農地区分は第2種農地です。申請地に関しては周辺への影響もないと考え、許可相当と判断しました。 委員の皆様のご審議をお願いいたします。
議長	只今、調査委員から説明がありました。ご質問等はありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議もないようですので、議案第15号「農地法第5条の許可申請に対する審議について」は、1番から2番を許可することに決しました。 次に、議案第16号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用集積等促進計画案の作成について」を上程いたします。事務局から説明願います。
委員	議案第16号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条による農用地利用集積等促進計画案の作成について」をご説明いたします。今月は全部で12件あります。6件は農地中間管理機構を通しての賃借権設定、残り6件は農地中間管理機構を通しての使用貸借権設定です。3番は従前の利用権からの移行であり、11番と12番は中間管理機構を通しての再設定になります。詳細につきましては、議案書記載のとおりです。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議	長	<p>只今、事務局から説明がありました。まず、12番を除いて、1番から11番について、審議を行います。ご質問等はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議もないようですので、議案第16号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」の、1番から11番については原案どおり承認することに決しました。</p> <p>引き続き、議案第16号の12番ですが、関係する委員は「農業委員会等に関する法律」第31条に基づき、議事に参加することができませんので、ここで一旦ご退室願います。</p> <p>(委員退席)</p>
議	長	<p>それでは、12番の審議を行います。ご質問等はございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議	長	<p>異議もないようですので、議案第16号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の農用地利用集積等促進計画案の作成について」の12番については原案どおり承認することに決しました。</p> <p>関係する委員の入室を確認してください。</p> <p>(委員入室)</p>
議	長	<p>以上で、令和7年第4回総会に提案されました全議案が終了いたしました。慎重なるご審議、ありがとうございました。</p>

令和7年4月15日

議 長

署名人

7 番

8 番